

廃対第493号
令和3年1月21日

岐阜県行政書士会会长 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

使用済自動車の再資源化等に関する法律における引取業等の
登録申請等に係る県様式の改正について

使用済自動車の再資源化等に関する法律における引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業（以下「引取業等」という。）の登録申請等に係る申請様式等については、押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年経済産業省・環境省令第5号）により使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則が改正され、当該書類への押印が不要とされたところです。

本改正の趣旨を踏まえ、引取業等の登録申請等にあたり添付することとされている誓約書等の以下の書類についても、押印を不要とすることとしました。

については、別添のとおり様式を改め、県ホームページ等について所要の修正を行いましたので、ご承知ください。

記

【押印を不要とした書類】

- 欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書
- 引取業者廃業届出書
- フロン類回収業者廃業届出書
- 解体業廃業届出書
- 破碎業廃業届出書

廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	神 谷	担 当	勝 野
T E L	058-272-8217		
F A X	058-278-2607		

様式第3

引取業者廃業届出書

年　月　日

岐阜県知事　　様

(郵便番号)
住所
氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年　月　日付け第　　号で登録を受けた引取業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

引取業を廃止した登録を受けた者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
廃止の理由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6

フロン類回収業者廃業届出書

岐阜県知事 様

年 月 日

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けたフロン類回収業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条で準用する同法第48条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

フロン類回収業を廃止した登録を受けた者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
廃止の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書 (引取業者)

登録申請者及びその役員は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第45条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第45条第1項
第1号から第7号抜粋

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

申請者

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

岐阜県知事 様

誓 約 書 (フロン類回収業者)

登録申請者及びその役員は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第56条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第56条第1項
第1号から第7号抜粋
- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 3 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - 4 フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - 5 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

申請者

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

岐阜県知事 様

様式第3

解体業廃業届出書

年　月　日

岐阜県知事

様

(郵便番号)
住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年　月　日付け第　　号で許可を受けた解体業を廃止したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出します。

解体業を廃止した許可を受けた者	<p>住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p>
廃止の理由	

備考　　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8

誓 約 書

許可申請者、役員及び使用人は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第62条第1項
第2号イからヌ抜粋

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくは法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 自動車リサイクル法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヘまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

年　月　日

申請者

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

岐阜県知事

様

様式第7

破碎業廃業届出書

年　月　日

岐阜県知事　　様

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　月　日付け第　　号で許可を受けた破碎業を廃止したので、使用済
自動車の再資源化等に関する法律第72条で準用する同法第64条の規定により、次のとおり届け出します。

破碎業を廃止した許可を受けた者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
廃止の理由	

備考　　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。